

岩手県告示第240号

騒音規制法の規定による規制基準（昭和48年岩手県告示第423号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
[略]				[略]			
時間の区分	昼間 (午前8時から午後6時まで)	朝 (午前6時から午前8時まで)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時まで)	時間の区分	昼間 (午前8時から午後6時まで)	朝 (午前6時から午前8時まで)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時まで)
区域の区分		夕 (午後6時から午後10時まで)		夕 (午後6時から午後10時まで)		区域の区分	
[略]				[略]			
第3種区域	[略]	50デシベル (<u>釜石市に係る区域にあつては、55デシベル</u>)		第3種区域	[略]	50デシベル	
第4種区域	[略]	55デシベル (<u>釜石市に係る区域にあつては、60デシベル</u>)		第4種区域	[略]	55デシベル	
[略]				[略]			
備考 関係図面は、岩手県環境生活部環境保全課並びに <u>関係市役所</u> 及び関係町村役場に備えておいて縦覧に供する。				備考 関係図面は、岩手県環境生活部環境保全課及び <u>関係町村役場</u> に備えておいて縦覧に供する。			
備考 改正部分は、下線の部分である。							